

台風及び地震・特別警報発令時等に対する非常措置についてのお知らせ

① 台風

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に午前7時現在「暴風警報」が発令された場合、臨時休業とします。

ただし、警報が解除された場合、時間帯によって対応が異なりますので、下記時間帯のニュースにご注意ください。

- 1 午前7時までに解除になった場合……平常授業
- 2 午前9時までに解除になった場合…… 10:30以降の活動から実施
- 3 午前11時までに解除になった場合…… 13:30以降の活動から実施（※給食は中止）
- 4 午前11時現在、暴風警報発令中の場合……臨時休業

※以上は、『暴風警報』についてであって、『大雨警報』や『洪水警報』は対象になりません

② 地震（震度5弱以上） 特別警報 避難指示

本校においては、京都市域のいずれかの行政区において震度5弱以上の地震が発生した場合、また京都市に特別警報や、本学区に避難指示（緊急）が発令された場合、下記のような措置を取ります。

1 登校前に震度5弱以上発生した場合

深夜0時までに地震が発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。（なお、休業日・休業前日に震度5弱以上の地震が発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、メール配信及びホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。臨時休業とした場合、登校の再開日は学校・園及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。）

2 特別警報が発令された場合

- ・午前0時までに解除→5校時（13:30）から始業
- ・午前0時現在、発令中→臨時休業

3 避難勧告・避難指示（緊急）

川岡東学区は桂川下流の浸水想定区域であるため、避難指示（緊急）が発令されることがあります。その場合、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

③ 在校中における災害発生時の子どもの下校について

1. 在校中に震度5弱以上の地震が発生した場合

すべての児童を学校に留め置くこととします。その後、保護者の方に学校へ来ていただきお子たちを引き渡します。（安全確保のため、子どもだけで帰らせることはしません）

2. 特別警報や避難指示（緊急）が発令された場合

下校の安全が確認できるまで学校に留め置くこととします。その後、児童調査票にご記入頂いた内容に沿って対応を行いますが、不測の事態においては保護者の方に学校へ来ていただき、お子たちを引き渡します。